

フローレ

ジュニア

テニスチーム

スポーツ少年団規約

第1章 総則

第1条(名称)

本団はフローレ・ジュニア・テニスチームスポーツ少年団(以下団という)と称す

第2条(事務所)

本団の事務所は代表者宅に置く

第3条(目的)

本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外において、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする

第4条(活動)

本団は、前条の目的を達成するために次の活動をおこなう

- (1)各種スポーツ活動
- (2)体力測定
- (3)レクリエーション活動
- (4)文化学習活動
- (5)他団体との交歓交流活動
- (6)奉仕活動
- (7)その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員・指導者

第5条(構成)

本団はフローレ・ジュニア・テニスチームをもって構成する

第6条(団への加入登録)

本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれをおこなう
また加入登録にあたっては、別に定める会費を同時に納入するものとする

第7条(有効期間)

加入登録有効期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、
毎年度ごとこれを更新する
更新の方法は前条に定めるところによる

第8条(団の登録)

本団は第6条に定めるところにより加入登録をおこなった団員・指導者をまとめ、
日本スポーツ少年団所定登録用紙により所定の登録料を添え、団の登録をおこなう
ものとする
また団登録に明記された団員、指導者は全員保険に加入するものとする

第3章 役員

第9条(役員)

本団には次の役員を置く

代表 1名
副代表 1名
指導者 1名
会計 1名
監事 1名

第10条

1. 前条の役員は、団育成母集団の互選により選出する
2. 代表は、本団を代表し、団務を統轄する
3. 副代表は、代表を補佐し代表事故ある時は、その職務を代行する
4. 指導者は、本団の活動を指導する
5. 会計は、本団の会計を担当する
6. 監事は、会計を監査する

第11条(任期)

1. 本団の役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない
2. 本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する
ただし任期は前任者の残任期間とする

第4章 会計

第12条(会計)

本団の会計は、団員の納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する会費については、別に定める

第13条

団員は毎年3月末日迄に納入するものとする

第14条

本団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第15条(規約の改正及び解散)

本規約の改正及び、本団の解散は、育成母集団の3分の2以上の同意を得なければならない

付 則 1. 本規約は、平成2年4月1日より施行する

フローレ・ジュニア・テニスチームスポーツ少年団



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。